

府消委第45号  
平成27年3月3日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正二



答 申 書

平成27年3月3日付け消取引第114号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）別表第二（第5条関係）の改正を行うことについて

対象となる業務

社会保険労務士による裁判所における補佐人業務及び社会保険労務士法人による補佐人業務の受託

（社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 116 号）による改正後の社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 2 条の 2 及び第 25 条の 9 の 2）

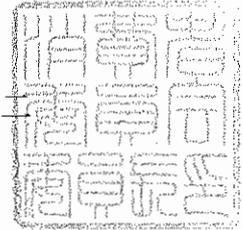
以上



府消委第195号  
平成27年7月14日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正



答 申 書

平成27年7月10日付け消取引第1030号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行うことについて

対象となる業務

特定適格消費者団体による被害回復関係業務  
（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 65 条第 2 項）

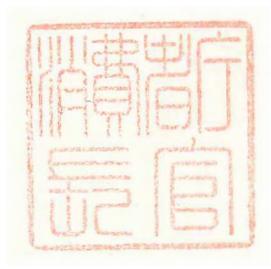
以上



消 調 査 第 38 号  
平成26年9月29日

消費者委員会  
委員長 河上 正二 殿

消費者庁長官 板東 久美子



北海道電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について

平成26年9月29日付け20140929資庁第2号で資源エネルギー庁長官から協議のあった標記に関し、当庁が回答するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

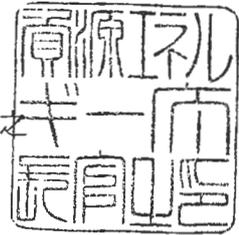
経済産業省

20140929 資庁第 2 号

平成 26 年 9 月 29 日

消費者庁長官 板東 久美子 殿

資源エネルギー庁長官 上田 隆之



北海道電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について  
(協議)

別紙の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会の査定方針案に基づき、標記の変更認可申請に対する査定方針を策定することについて、あらかじめ意見を求めます。



北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する  
消費者委員会の意見について

平成26年10月7日  
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会から、本件に関する意見の提出を受けた。

消費者庁においては、本意見を踏まえ、経済産業省との調整を進めることを求める。

## 北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に関する 調査会意見について

平成 26 年 10 月 6 日  
消費者委員会公共料金等専門調査会  
家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会

消費者委員会は、平成 26 年 9 月 29 日付けで消費者庁より「北海道電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について」の付議を受けた。家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会では、10 月 2 日に札幌市で地元消費者団体との意見交換会を実施し、10 月 6 日に経済産業省資源エネルギー庁へのヒアリング等を行った。これらの結果を踏まえ、上記付議に対しての調査会の意見は以下のとおりである。

### ・全体的な評価

今般の査定方針案は、当調査会での調査審議を経て、本年 9 月 11 日に消費者庁で取りまとめた「北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント」<sup>1</sup>で指摘した意見を概ね踏まえたものとなっている。このことは、チェックポイントが家庭用電気料金値上げ認可申請の審査の過程において、公平かつ効率的な料金査定方針案策定のための指針とすることが定着したものと評価できる。

査定方針案において、電気料金の値下げの条件について考え方を明らかにしている点、値下げの実施時期や値下げ幅等について電気料金審査専門小委員会がフォローアップを行うこととしている点については評価できる。今後、フォローアップは適切なタイミングで行われるべきであり、さらに、値下げ幅等について需要家から公開にて意見を聴く機会等を設けるべきである。また、フォローアップの結果に基づき、値下げを実施する仕組みを検討すべきである。

今回の査定は、電源構成変分認可制度(一般電気事業供給約款料金算定規則第 19 条の 2、以下電変という)に基づいて提出された申請に係る初めての査定である。

<sup>1</sup> 北海道電力会社からの値上げ認可申請に関する検証にあたり、消費者の観点を踏まえたものとなるよう、9 月 10 日の調査会での議論を経て、消費者庁において 9 月 11 日に取りまとめたものである。

電変の基本的な考え方について、査定の前提として、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分に確認するとされたことは評価できる。

電変において査定対象とされた項目以外についても、チェックポイントで示した点を経営効率化の指標として取り入れたことについては評価できる。今回のような短期間での再値上げに対して、需要家の査定に対する信頼を確保するため、今後の料金認可申請においても、今回と同水準またはそれ以上の徹底した審査を実施すべきである。

経済産業省資源エネルギー庁における審査プロセスにおいて、公聴会や国民の声など、需要者の意見を広く聴取するとともに、事業者に綿密な情報提供を求め、精力的な審査を行った点は評価できる。ただし、査定方針案についても需要者が十分理解できるように、値上げ実施までに十分周知する等、配慮すべきである。

で掲げる「経営効率化」、「料金体系等」、「今後の料金値下げ等」の個別項目について、更なる対応を頂き、結果について説明を求めたい。特に、経営効率化について、「コスト削減において一部未達となっていること等も踏まえ、更なる効率化の徹底」を求める内容となっているが、項目ごとに、未達部分を中心とした更なる効率化と、資産売却等を含めた経営努力の徹底を求めるべきである。

札幌の意見交換会において、今回の大幅値上げによる負担増について懸念する声が多く出されていた。こうした声を踏まえ、北海道電力においては、消費者のための激変緩和措置に関する具体的な方策を速やかに明らかにし、適切に実施すべきである。特に、電力需要量の大きいオール電化世帯の負担増については、北海道電力がオール電化を推進してきた経緯にも鑑み、料金メニュー間での不公平が生じないことにも十分留意した対策を実施すべきである。

で掲げる、中長期的なエネルギー政策の在り方等の今後の課題については、経済産業省資源エネルギー庁において検討頂き、近い将来しかるべき時期に消費者委員会としてヒアリングを行いたい。

北海道電力が、経済産業省資源エネルギー庁における審査プロセスに真摯に対応したこと、また、経営効率化を更に進めることを表明したこと、さらに、需要家に対する説明会を実施し、情報提供に努めたことは評価できる。消費者からの厳しい

声に対し、電力供給事業者として、自社の経営が北海道の経済及び消費生活に多大な影響を与えることを十分自覚し、中長期の電源構成やそれに応じた設備投資の意思決定を行うとともに、消費者の共感を得るための積極的な取組や丁寧な情報提供・説明を行うべきである。

## ・個別項目

### 【経営効率化】

原価に織り込まれていないものの、一部原価を超える支出について経営効率化未達の指摘をしたこと、及び再値上げにおいては、原価に織り込まれない支出であっても、純資産の毀損により要資金調達額が増えるとの観点から、効率化の深掘りで生み出される原資を需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきとしたことは評価できる。他方、「あらためて、北海道電力においては、一段の経営効率化の取組を行うことを具体的に表明することを求めたい」とされていることについて、あわせて費用項目ごとに未達部分の理由の検証を行うべきである。

### 【燃料費】

値上げの大宗を占める燃料費について、メリットオーダーの徹底を行い、自社火力の発電電力量の増加分及び燃料消費数量の再算定を行い、料金原価から費用を上回る部分を減額すべきとしたことは評価できる。

燃料費の「数量の変更に起因する変動額に限る」の条文解釈について、電変制度において燃料費単価も見直し対象となることを一般電気事業供給約款料金審査要領に明記することとしたことは評価できる。

一般水力について、前回計画以降に発生した機器の故障による作業停止計画の追加により発電電力量の減少が想定されていたが、原価算定期間より前に修繕が可能だったのではないかという指摘を踏まえ、電変に基づく社会的経済的事情の変動によるものと認められないとしたことは評価できる。

### 【料金体系等】

消費者が電気料金を節約できる新たなメニュー等について積極的に広報・普及に取り組むよう、北海道電力に促すべきである。

「供給約款料金の単価が割高に設定されるという事実は確認されなかった」としているが、逆に、選択約款料金の単価が割高でないかが不明確である。公平性が確認されているのか、明確に説明すべきである。

北海道電力の申請案では、1・2段階格差、2・3段階格差ともに縮小しているが、激変緩和措置の一つとして、使用量の少ない需要家の負担を緩和するための措置を検討すべきである。

#### 【今後の料金値下げ等】

泊原発の再稼働時期と値下げ時期との関係について、「再稼働後、原則として」値下げすることとしているが、実際に値下げが行われるのか不明確であるため、必ず値下げするということを明示すべきである。値下げ率は事前に一意的に決められないとしているが、そうであっても、事例による試算を示すなど、消費者への積極的な情報提供を行うべきである。例えば、1～3号機がすべて再稼働した場合、今般の経営効率化による原価削減効果も織り込んで、平成25年改定以前の水準以下まで電気料金を値下げしていくこと等を明示すべきである。

料金値下げ幅が適正であるかを検証するプロセスについては、これまで制度上の措置が不十分であった。今回、フォローアップにより確認することが示されたことは評価できるが、フォローアップ実施のタイミングについては、料金値下げが可能となる事由が明らかになった後、直ちに行うべきであり、また、可能な限り短期間で行うべきである。

燃料費等の追加費用が、今回認可時の想定を下回ることが明らかになった場合は原価算定期間内に値下げするとの査定方針案はもちろんであるが、さらに、フォローアップの結果、値下げ幅が不十分であった場合は、更なる値下げを求めることも検討すべきである。

料金値下げ幅の検証プロセスにおいても需要家の意見を聴く機会を広く設けるべきである。

泊原発の再稼働時期が予定よりもさらに遅れる場合であっても、原価算定期間内に3度目の値上げが行われないことを確保するために、経済産業省資源エネルギー庁がどのような措置を講じるのか、明確にすべきである。

## 今後の課題

これまでの電気料金値上げ認可申請の調査審議の過程で明らかになった諸課題(例:情報公開・開示の在り方、総括原価方式の在り方、事業報酬算定の在り方、事後評価における事業者の値上げ申請認可後のモニタリングの在り方、電源構成変分認可制度による電気料金値上げの審査の在り方、料金値下げ幅の審査の在り方等)について、さらに経済産業省資源エネルギー庁において需要家の利益が損なわれないような制度の検討を行うべきである。

査定方針案において「LNGの調達に当たっては、他事業者との連携も含め最大限のコスト削減を行うことが求められる。」としているが、経済産業省資源エネルギー庁において、引き続き国の支援等の対策を含めた総合的対応を検討すべきである。

札幌の意見交換会において、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例(条例第108号)を踏まえた、電源の多様化の推進や新しいエネルギー分野のより一層の開発を求める声が多く出されていた。経済産業省資源エネルギー庁は、中長期的な電源構成の考え方について、再生可能エネルギーの使用拡大の見通しも含め、消費者に対し、積極的に丁寧な情報提供・説明を行うよう、北海道電力に促すべきである。

経済産業省資源エネルギー庁として、電力システム改革の進捗状況については、消費者の関心も非常に高いため、消費者庁等とのかかわり方も含め、これら検討の全体を俯瞰できるような情報提供を工夫すべきである。

特に、消費者にどのようなメリットがあるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の家庭用までの電力小売の自由化、発送電分離、再生可能エネルギーの利用拡大及びスマートメーターの普及等が消費者に与える影響について、消費者教育の機会を設けることを検討するべきである。

経済産業省資源エネルギー庁は、電力システム改革における具体的な制度設計や制度の運営を行う際には、消費者の利益が損なわれないよう、消費者の意見が政策に反映されるような仕組みを検討するべきである。

以上の今後の課題については、消費者庁においても経済産業省資源エネルギー庁とこれらの政策に係る情報及び認識等を共有し、消費者庁の使命を実現すべく適切に対応することを強く期待する。

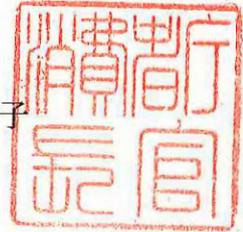
以上



消 調 査 第 3 8 号  
平成27年4月22日

消費者委員会  
委員長 河上 正二 殿

消費者庁長官 板東 久美子



関西電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について

平成27年4月21日付け20150421資庁第1号で資源エネルギー庁長官から協議のあった標記に関し、当庁が回答するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

関西電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する  
消費者委員会の意見について

平成27年5月8日  
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会から、本件に関する意見の提出を受けた。

消費者庁においては、本意見を踏まえ、経済産業省との調整を進めることを求める。

## 関西電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に関する 調査会意見について

平成 27 年 5 月 1 日  
消費者委員会公共料金等専門調査会  
家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会

消費者委員会は、平成 27 年 4 月 22 日付けで消費者庁より「関西電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について」の付議を受けた。家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会では、4 月 27 日に大阪で地元消費者団体との意見交換会を実施し、5 月 1 日に経済産業省へのヒアリング等を行った。これらの結果を踏まえ、上記付議に対しての調査会の意見は以下のとおりである。

### 1. 全体的な評価

#### 【査定方針案全般】

今般の査定方針案は、当調査会での調査審議を経て、本年 2 月 24 日に消費者庁で取りまとめた「関西電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント」<sup>1</sup>で指摘した意見を概ね踏まえたものとなっている。このことは、家庭用電気料金値上げ認可申請の審査の過程において、チェックポイントを公平かつ効率的な料金査定方針案策定のための指針とすることが定着したものと評価できる。

今回の査定は、電源構成変分認可制度（一般電気事業供給約款料金算定規則第 19 条の 2、以下「電変」という。）に基づいて提出された申請であり、査定の前提として、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分に確認するとの方針のもとになされたことは評価できる。また、チェックポイントで示した点を経営効率化の指標として概ね取り入れたことについても評価できる。

査定方針案において、昨年北海道電力の再値上げに際してチェックポイントで提起した電気料金の値下げの条件についての考え方を踏襲し、値下げについての条

<sup>1</sup> 関西電力株式会社からの値上げ認可申請に関する検証にあたり、消費者の観点を踏まえたものとなるよう、2 月 20 日の調査会での議論を経て、消費者庁において 2 月 24 日に取りまとめたものである。

件を明らかにしている点、値下げの実施時期や値下げ幅等について、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会の「電気料金審査専門小委員会」がフォローアップを行うこととしている点については評価できる。今後、フォローアップは適時・適切に行われるべきであり、さらに、値下げ幅等について需要家から公開の場で意見を聴く機会等を設けるべきである。

査定方針案において、3月17日に美浜発電所1・2号機の廃炉が決定したことに伴う修繕費や諸経費の減少分、また、同日に日本原電敦賀発電所1号機の廃炉が決定したことに伴う購入電力料の減少分について、その全額が電気料金負担の軽減に活用することを求めたことは評価できる。需要家から再値上げによる負担増を懸念する声が多く出ていることから、今回の電気料金に反映させることを、関西電力に求める。

#### 【審査プロセス】

経済産業省における審査プロセスにおいて、公聴会や国民の声など、需要家の意見を広く聴取するとともに、事業者に詳細な情報提供を求め、精力的な審査を行った点は評価できる。ただし、査定方針案についても需要家が十分理解できるように、十分周知する等、配慮すべきである。

関西電力が、経営効率化を更に進めることを表明したこと、さらに、需要家に対する説明会を実施し、情報提供に努めたことは評価できる。消費者からの厳しい声に鑑み、電力供給事業者として、自社の経営が管内の経済及び消費生活に多大な影響を与えることを十分自覚し、消費者の共感を得るための積極的な取組や丁寧な情報提供・説明を行うべきである。

#### 【個別項目及び今後の課題】

2. で掲げる「経営効率化」、「燃料費、購入電力料等」、「今後の料金値下げ等」などの個別項目について、経済産業省と関西電力には、更なる対応を頂き、結果について説明を求めたい。

3. で掲げる、中長期的なエネルギー政策の在り方等の今後の課題については、経済産業省において検討し、しかるべき時期に消費者委員会としてヒアリングを行いたい。

## 2. 個別項目

### 【経営効率化】

大阪での2月10日開催の意見交換会及び4月27日開催の意見交換会において、役員及び顧問の人数並びに報酬の削減や関西電力グループ全体の経営効率化が不十分との意見が多く出ていた。他方、関西電力は、4月10日開催の「電気料金審査専門小委員会(第24回)」において、さらなる効率化努力等の論点について、料金審査の合理的な査定の検討を求める発言を行っており、「能率的な経営」の考え方について、消費者と関西電力の間には隔たりがみられた。

需要家に、再値上げによる負担について理解を求めるためにも、更なる役員報酬の減額が必要であり、顧問関連経費については徹底的な見直しが求められるべきである。また、チェックポイントで指摘した健康保険料の事業主負担割合の引下げ、普及開発関係費等の削減、寄付金・団体費等の諸経費等の削減、資産の売却、グループ会社の利益剰余金の取り崩し等によるグループ全体の経営効率化にも徹底して取り組むよう、関西電力に促し、査定に反映させるべきである。

### 【燃料費、購入電力料等】

値上げの大宗を占める燃料費について、メリットオーダーの徹底を行い、自社火力の発電電力量の増加分及び燃料消費数量の再算定を行い、料金原価から費用を上回る部分を減額すべきとしたことは評価できる。

メリットオーダーにより、揚水発電の増分による費用と、当該電力量を他社から購入した際の費用の差を、料金原価から減額すべきとしたことは評価できる。

石炭火力発電所の定期点検の繰延べについて、今回の申請では平成27年度の計画値が料金算定上、需要家に大きな追加負担を強いるものになっている点に関し、平成25年度から27年度の3か年平均で見れば当初想定を下回る補修日数<sup>2</sup>となっていることを踏まえ、少なくとも前回認可と同じ水準の石炭火力発電量を織り込むべきとしたことは評価できる。

水力発電や新エネルギーの発電電力量の減少分を、「社会的経済的事情の変動」によるものと認めず、自社火力の発電電力量の増加分及び燃料消費数量の再算

<sup>2</sup> 石炭機の合計補修日数について、関西電力は、前回改定時に平成25年度から平成27年度までの合計で446日を想定していた。これに対し、今回の申請では、平成27年度に166日を想定しているが、平成25年度及び平成26年度の実績との合計は405日となり、前回改定時の想定合計から41日減少していることになる。(出典:「電気料金審査専門小委員会(第24回)」の資料6のP.16)

定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額すべきとしたことは評価できる。

各種燃料の追加調達価格について、調達価格が最も低価格なものの価格(トップランナー価格)を原価織込価格とすべきとしたことは評価できる。

卸電力取引所取引の約定価格について、昨年度後半以降の原油価格の大幅な下落を料金原価に反映するため、直近の実績に基づき、申請に織り込まれている約定価格からの下落率を算定した上で、料金原価に反映すべきとしたことは評価できる<sup>3</sup>。なお、下落率の算定に用いる直近の実績の期間は「6ヶ月」とされているが、4月10日開催の「電気料金審査専門小委員会(第24回)」において、今般の原油価格の下落は経済の構造的な変化に起因するものであり、当面、原油価格が大幅に上昇する可能性は低いため、実績の期間は「6ヶ月」より短くすべきとの議論もあったことから、今後、料金原価を査定する際、卸電力取引所取引の約定価格に燃料価格の変動をどのように反映させるのか、取り扱いを明確にすべきである。

今般の値上げ申請による料金の値上げ額と、燃料費調整制度に基づく料金の調整額の関係が消費者にとってわかりやすいものとなるよう、原油価格の変化が料金に反映されるまでのタイムラグや、原油価格の下落がどの程度料金を引き下げる効果があるのかといった点について、例えば、関西電力のホームページ<sup>4</sup>上で、具体例などを挙げて消費者に対し丁寧な説明を行うよう、関西電力に促すべきである。

#### 【販売電力量】

関西電力は、自由化部門における販売電力量の減少の要因である需要家の離脱を解消するための努力を行うべきである。

#### 【料金体系等】

消費者が電気料金を節約できるメニューについて、積極的に広報・普及に取り組むよう、関西電力に促すべきである。

<sup>3</sup> 卸電力取引所取引について、今回の値上げ申請では平成25年10月から平成26年9月の実績に基づく約定額が想定されていたが、「電気料金審査専門小委員会」において、燃料費調整制度の対象となっていないため、直近の原油価格の下落が自動的に電気料金に反映されていないとの指摘があった。

<sup>4</sup> 関西電力のホームページでは、「値上げ申請に関するご説明」で、平成26年8月から10月までの貿易統計実績による燃料費調整を踏まえた料金の試算が掲載されている。  
<http://www.kepcoc.co.jp/home/ryoukin/s-ryoukin/setsumeisonota/index.html>

大幅な値上げであることを踏まえ、関西電力は、効率化の深掘りによって生み出される原資を激変緩和措置に活用するための具体策を速やかに検討し、確実に実施すべきである。

三段階料金の段階別料金設定において、関西電力の申請案では、1・2段階格差、2・3段階格差ともに縮小しているが、少額一般家庭利用者にとって、値上げの負担が緩和されるよう、段階別の値上げ幅を速やかに検討し、確実に実施すべきである。

#### 【財務状況】

湯水準備引当金について、関西電力は、「目的外の取り崩しを行うことは考えていない」としているが、1月30日開催の「家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会(第19回)」では、関西電力から「このままでは財務基盤の毀損は一層深刻さを増し、資金調達が困難になるなど、電力の安全・安定供給に支障を来すおそれがある」との説明があったところである。他方、北海道電力は、泊発電所の長期停止による火力燃料費の増大により、純資産の毀損が拡大したため、昨年4月に湯水準備引当金の取り崩しの申請を行い、許可を受けたところである。目的外の取り崩しは経営判断で申請することが可能であることから、北海道電力の前例に鑑み、関西電力は、需要家に更なる負担を求めるに当たり、純資産の毀損を回避するために、湯水準備引当金の取り崩しの許可申請を行う余地はないか検討すべきである。

#### 【今後の料金値下げ等】

高浜原発3・4号機の再稼働時期に応じて原価低減分や値下げ幅が消費者に分かるよう、関西電力は、事例などを用いて具体的に情報開示を行うべきである。

1月21日開催の「電気料金審査専門小委員会(第20回)」及び2月20日開催の「家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会(第20回)」において、関西電力から、高浜原発3・4号機の再稼働が27年11月から遅れた場合でも、27年度中は今回申請している料金を維持したいとの発言があったことから、高浜原発3・4号機の再稼働時期が予定より更に遅れる場合であっても、原価算定期間内に3度目の値上げが行われないことを確保するために、経済産業省がどのような措置を講じるのか、明確にすべきである。

### 3. 今後の課題

#### 【料金審査の在り方】

これまでの電気料金値上げ認可申請の調査審議の過程で明らかになった諸課題（例：情報公開・開示の在り方、電源構成変分認可制度における「社会的経済的事情の変動」の解釈及び同制度下での電気料金値上げの審査の在り方、事後評価における事業者の値上げ申請認可後のモニタリングの在り方、料金値下げ幅の審査の在り方、卸電力取引所取引の約定価格への燃料価格の変動の反映等）について、引き続き、経済産業省において需要家の利益が損なわれないよう、料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会がより実質的に確保される制度の検討を行うべきである。

一時的な収支改善のために修繕費等の緊急避難的な繰延べが多額に行われている中で、当期の原価算定期間終了後に値上げ申請が行われた場合には、既に料金に含めて回収した修繕費等が再度料金原価に算入される可能性があるため、経済産業省は、電力会社が値上げ申請を行う際には、審査の過程で繰り延べられた修繕費等の内容及び発生時期を明示させるとともに、前期の原価算定期間から繰り延べられた修繕費等に関する査定上の取り扱いを明確にすべきである。

値上げによる経営状況の改善により、必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が行われないことを確認<sup>5</sup>するため、値上げ実施後において、経済産業省は、適時・適切に透明性の高いフォローアップを行うべきである。特に、電変に基づいて申請を行った電力会社については、より徹底した説明の必要があると考えられるため、徹底したフォローアップを行うべきである。

#### 【中長期的な電源確保の在り方】

大阪での2月10日開催の意見交換会及び4月27日開催の意見交換会において、関西電力に対し、原子力発電への依存を改め、再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化を求める声が多く出されていた。経済産業省は、中長期的な電力確保の考え方について、消費者に対し、積極的に丁寧な情報提供・説明を行うよう、関西電力に促すべきである。

<sup>5</sup> 「原価算定期間終了後の事後評価と経営効率化のフォローアップのあり方について」（平成26年9月29日 資源エネルギー庁）では、原価算定期間終了後における評価について、「経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認されるような場合には、報告徴収を実施の上、料金認可申請命令の発動の要否について検討」と記載されている。

## 【電力システム改革】

消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定)では、「電気の小売料金自由化に向けて、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保について検討するとともに、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を増進するための情報提供の推進等の取組を行う」とされており、経済産業省として、消費者利益の確保の在り方を検討するとともに、電力システム改革の進捗状況について、消費者に分かりやすく説明し、適切な選択に資するための情報提供を工夫するべきである。また、小売事業者が提供するサービス等について、複雑なメニューや情報不足による混乱、詐欺的な勧誘の発生等の消費者トラブルの発生が見込まれるため、その苦情処理や紛争処理のための体制強化について検討するべきである。

経済産業省は、電力システム改革における具体的な制度設計や制度の運営を行う際には、消費者の利益が損なわれないよう、消費者の意見が政策に反映されるような仕組みを検討するべきである。

特に、電気の小売の全面自由化の実施に伴う、電力の卸・小売市場における市場の公正性・健全性を害する行為等を監視する「電力・ガス取引監視等委員会」の設立については、消費者の利益確保の観点からも重要であることから、消費者の意見が適切に反映される仕組みを検討するべきである。

以上の今後の課題については、消費者庁においても経済産業省とこれらの政策に係る情報及び認識等を共有し、消費者庁の使命を実現すべく適切に対応することを強く期待する。

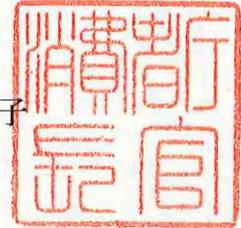
以上



消 調 査 第 5 6 号  
平成27年6月10日

消費者委員会  
委員長 河上 正二 殿

消費者庁長官 板東 久美子



上限価格方式（プライスカップ方式）による特定電気通信役務の  
基準料金指数の設定案について

上限価格方式（プライスカップ方式）による東日本電信電話株式会社及び西  
日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定案に  
ついて、これを物価問題に関する関係閣僚会議に付議するに当たり、貴委員会の  
意見を求めます。

**「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信  
役務の基準料金指数の設定」等に関する消費者委員会の意見**

平成27年6月16日  
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等に関する意見の報告を受けた。

本報告を受けて審議を行った結果、消費者庁から意見を求められた設定案については、妥当であると認められる。消費者庁は本意見を踏まえて対応されたい。

## 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等に関する公共料金等専門調査会意見

平成 27 年 6 月 11 日  
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等について検討した。設定案の内容は以下のとおり。

特定電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)に対して平成 27 年 10 月から適用する基準料金指数を以下のとおり設定する。

区分(バスケット)	H26.10～H27.9	H27.10～H28.9
音声伝送バスケット(注1)	92.7	94.8
加入者回線サブバスケット(注2)	100	102.3

(注1)「音声伝送バスケット」とは、NTT 東西の加入電話、ISDN、公衆電話について、基本料(施設設置負担金)、通話料、番号案内料を含む料金全体の指数。

(注2)「加入者回線サブバスケット」とは、音声伝送バスケットのうち基本料(施設設置負担金)について取り出したものの指数。

平成 27 年 6 月 11 日に総務省に対してヒアリングを行い、調査審議した結果、上記設定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下のとおりである。

### 1. 結論

設定案の内容は、妥当であると認められる。なお、周知期間においては、基準料金指数の設定に当たっての算定の考え方等について、総務省は、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

## 2. 理由

電気通信事業法施行規則において、基準料金指数を算定する際の生産性向上見込率(以下、「X 値」という。)は、3年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定されるとしている<sup>1</sup>。このため、基準料金指数の設定に関する審査に当たっては、X 値の算定について妥当に行われたかを審査することが必要である。

総務省からの報告等により、平成 27 年度から平成 29 年度までの X 値を算定するにあたり、NTT 東西の収入予測、NTT 東西の費用予測、適正報酬額の予測、消費者物価指数変動率の予測が行われていること等について妥当性を確認することができた<sup>2</sup>。

以上の審議結果により、1. の結論とするものである。

## 3. 留意事項

基準料金指数と実際料金指数については、平成 17 年 10 月以降、乖離が生じている事態<sup>3</sup>が続いており、プライスカップ制度が経営効率化のインセンティブとして十分に機能していないことが懸念される。この問題に対してどのように対応していくのか、平成 30 年度の設定に向けて、プライスカップ制度の在り方も含め、総務省

<sup>1</sup>基準料金指数の算定方法については、電気通信事業法施行規則により、以下のとおり定められている。

基準料金指数 = 前適用期間の基準料金指数 × (1 + 消費者物価指数変動率 - 生産性向上見込率(X 値) + 外生的要因)

なお、基準料金指数を算定する際の「消費者物価指数変動率」は電気通信事業法施行規則に基づき平成 26 年の暦年値である 2.7% (全国総合指数)としている。他方、X 値を算定する際の「消費者物価指数変動率」の予測値は、平成 26 年度の暦年値及び、政府、日本銀行、日本経済研究センターの平成 27 年度の予測値及び平成 28 年度の予測値を平均した 1.8%と推計している。このように異なる数値を適用していることを、より明確に説明すべきである。

<sup>2</sup> X 値の算定については、総務省において平成 27 年 2 月より「プライスカップの運用に関する研究会」が計 3 回開催され、推計の考え方について整理が行われた。

<sup>3</sup> 音声伝送バスケットについて、平成 17 年 10 月以降、基準料金指数が 92.7 で推移しているのに対して、実際料金指数は概ね 86 ~ 88 程度の水準で推移している。

としての考え方を整理されたい<sup>4</sup>。その際、消費者団体等の意見を適切に反映するよう努められたい。

今般の X 値の算定のために、総務省において開催された「プライスカップの運用に関する研究会」については簡略な議事概要が公表されるのみで十分な情報公開が行われていなかった。平成 30 年度の設定に向けて検討を行う際には、改善されたい。

以上

<sup>4</sup> 6月11日開催の「第12回公共料金等専門調査会」において、総務省より、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて - 」(平成26年12月18日公表)に基づき、今後、プライスカップ制度についても見直しを検討するとの発言があった。

「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」の実施状況報告等において説明願いたい事項

建議事項（平成 26 年 8 月 26 日）		実施状況報告（平成 27 年 2 月）		確認したい事項			
<p>1. 加盟店の管理の徹底に係る制度整備 （建議事項 1） 経済産業省は、クレジットカードを利用した取引における加盟店の悪質な行為を原因とする消費者被害の発生・拡大防止及び回復を図るため、加盟店の管理の徹底に係る以下の制度整備に向けた措置を講ずること。</p>	<p>平成 26 年 8 月 26 日付け「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」も踏まえ、経済産業省 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会において、建議事項 1 及び建議事項 2 に係る論点を含むクレジット取引の環境変化を踏まえた制度の見直し等について検討を進めており、平成 26 年 12 月 25 日に「中間的な論点整理」（別添 1）をとりまとめた。 論点整理を踏まえて更なる検討を進め、立法事実の有無の検証及び制度的な措置を講ずる場合の制度設計等に係る議論を十分に尽くした上で、可能な限り速やかに結論を得ることとしたい。</p>	<p>&lt;経済産業省&gt; ・ 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会における、制度の見直し等についての検討の主な内容と、今後のスケジュールについて、ご説明願いたい。 ・ 「中間的な論点整理」のパブリックコメントの結果についてご説明願いたい。</p>		<p>（1）加盟店契約会社（アクワイアラ ー）及び決済代行業者に対し、割賦販売法における義務付けを含む、加盟店の管理の実効性の向上のための措置を講ずること。</p>		<p>&lt;経済産業省&gt; ・ イシューアーに不適正取引防止義務や苦情の適切処理義務を課すことについて、お考えをお聞かせ願いたい。 ・ 海外アクワイアラールが関与する取引について、加盟店管理の実効性をどのように確保していくのかご説明願いたい。</p>	
<p>（2）上記のアクワイアラール及び決済代行業者について、行政への登録等を義務付け、行政調査権限を規定すること。</p>							

（建議事項2）

経済産業省は、翌月一括払い（マンスリークリア）の取引における消費者被害の防止及び回復を図るため、二月払購入あっせん取引（翌月一括払い（マンスリークリア）の取引）について、包括信用購入あっせん取引と同様の抗弁の接続等の制度整備に向けた措置を講ずること。

（建議事項3）

消費者庁及び経済産業省は、消費者自らによるクレジットカード取引における被害の発生・拡大防止及び回復を図るため、以下の措置を講ずること。

（1）消費者庁及び経済産業省は、クレジットカードの利用に関する知識について消費者教育及び消費者への情報提供を一層積極的に推進すること。その際、消費者が被害の拡大防止や回復を図る際に有用と思われ、分かりやすく周知すること。

（2）経済産業省は、クレジットカード業界団体に対し、チャージバックルールが適切に運用されるよう、要請すること。

＜消費者庁＞

クレジットカードの利用に関する知識について消費者教育及び消費者への情報提供を一層積極的に推進すること。その際、消費者が被害の拡大防止や回復を図る際に有用と思われる知識について、分かりやすく周知することについて

クレジットカードの利用に関する知識についての消費者教育及び消費者への情報提供については、

（1）消費者庁が開設している消費者教育ポータルサイトにおいて、クレジットカード取引等に関する教材や、インターネット取引を含めクレジットカード取引を行う上での基本となる生活の管理、健全な家計運営や契約に関するトラブルについての教材などの幅広い提供、

（2）消費者庁、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体等が作成する啓発資料等も活用した様々な場における情報提供、

＜消費者庁＞

- ・ 「金融経済教育と連携した消費者教育」の具体的な内容をご説明願いたい。
- ・ 消費者教育ポータルサイトについて、利用者による活用状況をご説明願いたい。
- ・ 消費者に対するチャージバックルールの周知の取組みについてご説明願いたい。

＜経済産業省＞

- ・ 消費者に対するチャージバックルールの周知の取組みについてご説明願いたい。

＜経済産業省＞

- ・ チャージバックルールの適切な運用、リボリング方式による支払いの仕組みやリスクの消費者への情報提供について、カード発行会

（3）経済産業省は、カード交付時やカード利用時における利用者への書面の交付の機会等を捉え、リボルビング方式による支払いの仕組みやリスクについて、より分かりやすく消費者に情報提供するよう、カード発行会社に要請すること。

を行っているところである。  
今後とも、消費者教育ポータルサイトへの掲載内容の充実を図り、利便性の向上に向けた改善を行うとともに、各種啓発資料等を活用した消費者への情報提供を積極的に推進する。

なお、消費者教育の推進については、平成24年に成立した「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）の規定に基づき設置された消費者教育推進会議において、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進方策について幅広く議論を行っている。特に、金融経済教育については、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込んでいくとともに、消費者教育推進会議での議論も踏まえ、金融経済教育と連携した消費者教育を推進していく。

<経済産業省>

経済産業省ウェブページにおいて、クレジットカードの仕組みやトラブル発生時の対応等についてまとめた「クレジットカード一年目の教科書」を掲載し、消費者への情報提供を行っているほか、今後、関係機関が保有するクレジットカード関連の消費者向けの情報

社の取り組み状況をどのように把握していく予定か、ご説明願いたい。

を経済産業省ウェブページからも閲覧が可能となるように改修する予定としている。

また、平成27年2月5日付け20150129 商第1号をもって、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から、一般社団法人日本クレジット協会会長宛てに、建議事項3に係る事項を含むキャッシュレス決済の適切な使い方に関する理解の増進等について要請を行った（別添2）。

引き続き、関係機関と連携しつつ、消費者教育及び情報提供等の充実に取り組んでいく。

「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」の実施状況報告等において説明願いたい事項

建議事項（平成 26 年 11 月 4 日）	実施状況報告（全体版）（平成 27 年 5 月）	確認したい事項
<p>1. 事故情報の収集（建議事項 1） 教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合、政府全体として事故の発生状況を的確に把握し、被害の拡大防止と再発の防止を図るため、消費者庁並びに内閣府、文部科学省及び厚生労働省は密接に連携し、次の措置を講ずること。</p>	<p>＜内閣府、文部科学省、厚生労働省＞ 建議事項 1（1）（3）について 教育・保育施設等における消費者事故等に係る事故情報収集の仕組みについては、事故再発防止策検討会への出席を求め等、消費者庁の協力を得つつ検討を進め、同検討会の中間取りまとめ（同年 11 月 28 日。別添 1（内閣府、文部科学省、厚生労働省）参照）において方針を取りまとめるとともに、同中間取りまとめに基づき、平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号・26 初幼教第 30 号・雇児保発 0216 第 1 号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（以下「事故報告等通知」という。別添 2（内閣府、文部科学省、厚生労働省）参照）を发出したところである。 同中間取りまとめ及び事故報告等通知においては、</p>	<p>＜対内閣府、文部科学省、厚生労働省、消費者庁＞ ○ 事故再発防止策検討会の中間取りまとめ及びその後の検討状況について説明願います。 ○ 事故情報等通知を发出以降に報告のあった事故報告の状況について説明願います。 ○ 上記に関して、消費者庁に報告のあった事故報告の状況について説明願います。</p>
<p>（1）内閣府、文部科学省及び厚生労働省（以下「関係府省」という。）は、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に向けて、関係府省において平成 26 年 9 月から開催されている教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（以下「事故再発防止策検討会」という。）において、事故情報収集の仕組みを検討するに当たっては、消費者庁の協力を得て、消費者安全法第 12 条の規定に基づく通知制度を含めて検討すること。</p>	<p>同中間取りまとめ及び事故報告等通知においては、</p>	<p>○ 事故情報等通知を发出以降に報告のあった事故報告の状況について説明願います。</p>

<p>建議事項（平成26年11月4日）</p>	<p>実施状況報告（全体版）（平成27年5月）</p>	<p>確認したい事項</p>
<p>(2) 厚生労働省は、事故情報を収集する仕組みのないベビーカー事業者や、十分に事業の実態を把握できていない小規模な認可外保育施設についても、事故情報を適切に収集する仕組みを構築すること。</p>	<p>特定教育・保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生した場合における施設・事業者から市町村・都道府県を経ての関係府省への報告ルート等について明確化するともに、施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県が、第一報を受けた段階で、消費者安全法に基づき確実に消費者庁に報告するよう、各地方公共団体に求めているところである。</p> <p>また、「消費者事故等の通知について」(平成27年5月22日付け消費者庁消費者安全課・消費者庁消費者政策課・文部科学省大臣官房総務課事務連絡。別添3(文部科学省)参照)を發出し、幼稚園を含む教育機関等における消費者事故等について、漏れなく消費者庁に通知されるよう、改めて周知を行っているところである。</p>	<p>&lt;対厚生労働省&gt;</p> <p>○ いわゆる「ベビーカー」については、依頼者の自宅または、シッター宅で子どもを預かる形態がありますが、漏れなく手当されるのかお聞かせください。</p>
<p>(2) 厚生労働省は、事故情報を収集する仕組みのないベビーカー事業者や、十分に事業の実態を把握できていない小規模な認可外保育施設についても、事故情報を適切に収集する仕組みを構築すること。</p>	<p>&lt;厚生労働省&gt;</p> <p>建議事項1(2)について</p> <p>また、上記の通知において、報告の対象となる施設・事業の範囲を「特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)」、「特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)」、「地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業、延長保育事業及び病児保育事業に限る。)」、「認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業」とし、事故情報を適切に収集することとしている。</p> <p>なお、「社会保障審議会児童部会子ども預かりサービスの在り方に関する専門委員会」において、これま</p>	<p>&lt;対厚生労働省&gt;</p> <p>○ いわゆる「ベビーカー」については、依頼者の自宅または、シッター宅で子どもを預かる形態がありますが、漏れなく手当されるのかお聞かせください。</p>

で都道府県知事、指定都市市長、中核市市長に対する届出制の対象外であった1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設についても、「届出義務を課すことが適当」との議論のとりまとめが平成26年11月19日に出されたことを受け、今後、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設についても、都道府県等が把握できるよう届出義務を課することを予定している（平成28年4月1日までに施行する予定）。  
 加えて、放課後児童クラブについては、平成27年3月27日付け雇児育発0327第1号「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」（別添3（厚生労働省）参照）において、各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部（局）長に対し、また、ファミリー・サポート・センター事業については、平成27年3月27日付け雇児職発0327第1号「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について」（別添4（厚生労働省）参照）において、各都道府県・指定都市・中核市ファミリー・サポート・センター担当課長に対し、消費者安全法に基づき報告を消費者庁消費者安全課に行うよう通知した。

（3）消費者庁は、消費者安全法第12条の規定に基づく事故情報の通知制度について、関係府省に対し、消費者庁へ通知する教育・保育施設等における事故情報の範囲や通知方法を継続的に周知し、必要に

<消費者庁>

建議事項1（3）について

消費者庁では、消費者安全法の規定に基づき消費者事故等の情報の通知制度について、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（平成26年11月17日）等」の様々な機会を通じて、関係府省

<対消費者庁>

○ 改定された「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の充実した部分について説明願います。

○ 地方公共団体に周知しても、地方公

<b>建議事項（平成26年11月4日）</b>	<b>実施状況報告（全体版）（平成27年5月）</b>	<b>確認したい事項</b>
<p>応じて通知を督促すること。</p> <p>また、関係府省は、教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合には、同条の規定に基づき、事故情報が漏れなく消費者庁に通知されるようにすること。</p> <p>そのため、関係府省は、通知の対象となる消費者事故等が発生した場合の事故情報の通知に関して、地方公共団体の教育・保育施設等担当部局から所管府省を経て消費者庁へ通知する方法を含めて検討するとともに、地方公共団体を通じて、教育・保育施設等に対して事故情報の報告について協力を求めること。</p>	<p>に説明してきたところである。さらに、消費者安全法の事故情報の範囲や通知方法について記載した「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を改訂し、教育・保育施設等の事故事例を記載すること等により内容を充実させ、関係府省の大臣官房長等に対し、地方公共団体等への周知を依頼した（27年3月27日）。</p>	<p>共団体内では、消費者行政部門への周知にとどまり、児童福祉部門・教育委員会等への周知がなされていないという懸念に対して、どう対応されるのかお聞かせください。</p> <p>○ 今後の事故情報の通知制度の継続的な周知について、具体的にどう対応されるのかお聞かせください。</p>
<p><b>2. 事故情報の分析及び活用（建議事項2）</b></p> <p>集約した教育・保育施設等における消費者事故等の情報について、その情報が被害の拡大防止及び再発防止に向けて確実に活用されるよう、消費者庁及び関係府省は、密接な連携により、次の措置を講ずること。</p>		

<p>建議事項（平成26年11月4日）</p>	<p>実施状況報告（全体版）（平成27年5月）</p>	<p>確認したい事項</p>
<p>(1) 関係府省は、新制度の実施に向けて、教育・保育施設等において事故の被害の拡大防止及び再発防止に役立つ情報のフィードバックを行うため、事故情報に関する教育・保育施設等の現場のニーズを的確に把握することができよう、所管府省だけでなく、施設等の運営主体又は運営主体の団体や、地方公共団体の教育・保育担当部局等を交えた検討を行うとともに、新制度の実施以後も検討を継続的に行い、改善を図っていくこと。</p> <p>(2) 関係府省は、教育・保育施設等で発生した事故から得られた再発防止のための知識や注意喚起などの情報について、新制度に移行しないものも含め、すべての教育・保育施設等にフィードバックすること。</p>	<p>&lt;内閣府、文部科学省、厚生労働省&gt;  <b>建議事項2(1)(2)(4)(5)について</b>            事故再発防止策検討会の中間取りまとめにおいては、関係府省に報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、事故の背景が見えるよう、ホームページで公表することとされている。これに基づき、子ども・子育て支援新制度ホームページにおいて、既存の他のデータベースとの整合を図りつつ、事故報告等通知に基づき報告のあった事故のデータベースを公開することとしているところである。            また、事故再発防止策検討会においては、中間取りまとめにおいて残された検討課題とされた、事故の発生防止（予防）のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルを含む事故情報の分析・フィードバックの在り方や、事故の再発防止のための事後的な検証の在り方等について引き続き検討を進め、本年秋頃を目途に取りまとめを行うこととしているところである。            なお、これらの検討に当たっては施設等運営主体や地方公共団体からも参画いただくとともに、個々の事故の検証に当たっての公正性の確保や、全国で発生する事故の横断的分析の観点を含めて検討を行っているところである。</p> <p>&lt;文部科学省&gt;            さらに、教育・保育施設等のうち幼稚園については、幼稚園を含む各学校種の管理下における事故等への適切な対応の在り方を検討するため設置された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議においても、学</p>	<p>&lt;対内閣府、文部科学省、厚生労働省&gt;            ○ 既存のデータベースの活用について、どのよう検討されているのかを説明願います。            ○ 教育・保育施設等の現場の職員が、日々事故情報の把握を行うために、効果的と考えられる普及促進策についてお聞かせください。</p>
	<p>&lt;文部科学省&gt;            ○ 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議の検討状況について説明願います。</p>	<p>&lt;対文部科学省&gt;            ○ 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議の検討状況について説明願います。</p>

<p>建議事項（平成26年11月4日）</p>	<p>実施状況報告（全体版）（平成27年5月）</p>	<p>確認したい事項</p>
<p>また、消費者庁は、教育・保育施設等において発生する事故は、家庭においても起こり得るものであることに鑑み、子育て世帯にも情報を届けるよう取り組むこと。</p>	<p>関係者や地方公共団体に参画いただき、学校事故に関する情報共有の在り方や検証組織の必要性等について検討しており、年度内を目的に取りまとめを行う予定である。</p> <p>&lt;消費者庁&gt;  <b>建議事項2（2）について</b>            消費者庁では、教育・保育施設等において発生した事故情報について、「子ども安全メール from 消費者庁」を活用し、子育て世帯等に情報を届けるよう取り組んだ。具体的には、保育園における滑り台の事故及び幼稚園におけるブランコの事故情報を活用し、子育て世帯等に注意喚起情報を送付した（27年4月2日及び5月14日）。</p>	<p>&lt;対消費者庁&gt;            ○ 子育て世帯に情報を届ける方法として、どのような経路・ツールを考慮しているかご説明願います。</p> <p>○ 本建議以降(H26.11)における子ども安全メールの登録者数の推移について説明願います。</p> <p>○ 子育て世帯等に情報を届けるために、母子手帳交付時に啓発（手帳に記載、又は書面交付等）、育児休暇申請時に勤務先の人事等から啓発文書公布など、必要な情報を知らせることのできる取組について、お考えをお聞かせください。</p>
<p>(3) 消費者庁は、関係府省における(1)の検討状況や(2)の実施状況を適切に把握し、フィードバックの取組に資するよう、事故情報を提供すること。また、教育・保育施設等に向けた事故情報のフィードバックのための資料作成などに「事故情報データベース」な</p>	<p>&lt;消費者庁&gt;  <b>建議事項2（3）について</b>            消費者庁では、関係府省における教育・保育施設等の重大事故の拡大防止及び再発防止に関する検討状況の把握に努めており、今後必要に応じて、関係府省に対し事故情報の提供を行う予定である。消費者庁「事故情報データベース」において、教育・保育施設等の関係者の利用を促進するため「保育施設等の</p>	<p>&lt;対消費者庁&gt;</p>

<p>建議事項（平成26年11月4日）</p>	<p>実施状況報告（全体版）（平成27年5月）</p>	<p>確認したい事項</p>
<p>どが活用できることを関係府省の協力を得て地方公共団体に周知すること。</p> <p>また、メール配信登録者に直接情報を届けることが可能な「子ども安全メールfrom消費者庁」について保育従事者や子育て世帯に登録を促すなど、プッシュ型の配信方法の一層の活用を推進すること。</p>	<p>事故情報リスト」を公表した（27年5月12日）。また、地方公共団体の消費者行政担当課長及び社会福祉施設担当課長宛てに、事故情報データベースの活用を促す通知を発出した（27年5月29日）。</p> <p>また、「子ども安全メールfrom消費者庁」について、今後の普及促進に向けて、その啓発チラシを消費者庁や地方公共団体等主催のイベントで配布しているほか、地方公共団体の広報誌への掲載を依頼した。さらに、医療機関等でのポスター掲載等の普及促進策について検討しているところである。</p>	
<p>（4）関係府省は、事故再発防止策検討会で検討している事故情報のデータベース化にあたっては、消費者庁の「事故情報データベース」や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事故事例検索データベース」など、既存のデータベースとの整合を図り、その活用を含めて検討すること。</p>		

（5）関係府省及び消費者庁は、教育・保育施設等における消費者事故等の検証については、個々の事故の検証を行うことと、被害の拡大防止や再発防止のための知見を得ることの二つの要請があることを踏まえ、前者の要請に対しては、検証の公正性を確保する必要があり、後者の要請に対しては全国で発生する事故を地域や施設等の種別に関わらず横断的に分析することが有効であることに鑑み、それぞれの目的を達成するため適切な検証体制の構築に向けた検討を行うこと。

<消費者庁>

建議事項2（5）について

消費者庁に設置された消費者安全調査委員会は、消費者安全法の規定に基づき、教育・保育施設等における事故を含め、生命身体事故等の原因及びその事故による被害発生の原因を究明し、同種又は類似の事故等の再発・拡大防止や被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について勧告又は意見具申することを所掌事務としてしている。

また、消費者安全法の規定に基づき、調査委員会の委員は、独立してその職権を行い、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者のうちから内閣総理大臣が任命している。さらに、委員等が、調査対象となる生命身体事故等の事故等原因に関係があるおそれがある者等に該当する場合は、当該委員等が当該事故等原因調査等に従事することを制限している。

これまでも消費者庁から関係府省に対し、消費者安全調査委員会の仕組み及び活動等については説明を行ってきたところである。現在、関係府省において、教育・保育施設等における事故の再発防止のための事後的な検証の在り方について検討が行われている。消費者庁は関係府省に対し、消費者安全調査委員会の仕組み及び活動について説明を行うこと等により関係府省に協力している。

<対消費者庁>

-